

# 女性部会規約

(名称及び事務所)

第 1 条 この部会は、公益社団法人豊田法人会女性部会（以下「本部会」という。）と称し、事務所は公益社団法人豊田法人会（以下「本会」という。）の事務局内に置く。

(目的及び事業)

第 2 条 本部会は、本会の事業活動推進に協力することを目的として、次の事業を行うものとする。

- 一 税務知識の向上及び一般教養を高めるための講演会等の開催
- 二 税務行政に対する理解を深めるとともに税務当局と意思の疎通をはかるための懇談会等の開催
- 三 税務・経理・経営についての知識を高めるための研修会の開催
- 四 他法人会の女性部会との交流を通じて、相互に情報交換を行う。
- 五 地域社会の発展に貢献する活動を行う。
- 六 本部会会員相互の啓発と親睦を図る。
- 七 その他本会事業の目的達成のために必要な事業を行う。

(会 員)

第 3 条 本部会の会員は、本会会員の事業所に属し、本部会の目的及び事業に賛同する、次に掲げる者とする。

- 一 本会会員の女性経営者（代表権を有する者）
- 二 本会会員の女性役員（相談役・顧問等で役員に準ずる者を含む。）
- 三 本会会員の役員の妻又は 1 親等の親族（女性に限る。）
- 四 本会会員に勤務し、税務・経理事務を担当する女性従事者

(資格喪失)

第 4 条 本部会会員は、次の各号に該当する場合には、会員の資格を失う。

- 一 会員の所属する事業所が、本会会員でなくなったとき。
- 二 会員から退会の申出があったとき。

(役 員)

第 5 条 本部会に、次の役員を置く。

- 一 理 事 30 名以内
  - うち部 会 長 1 名
  - 副部会長 5 名以内
  - ブロック長 10 名以内

- 副ブロック長 12名以内  
二 監 事 3名以内

(役員を選任)

- 第 6 条 理事及び監事は総会において、会員のうちからこれを選任する。
- 2 部会長は理事の互選により選出し、副部会長は理事のうちから部会長がこれを選任する。
  - 3 ブロック長及び副ブロック長は各ブロックの推薦により部会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

- 第 7 条 部会長は、本部会を代表し会務を総理する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、連帯してその職務を代行する。
  - 3 理事は、総会の決議に従い、本部会の運営を協議執行する。
  - 4 監事は、本部会の会計を監査する。
  - 5 ブロック長及び副ブロック長は、部会長の命に従い副部会長と協調して、本部会の業務を分掌する。

(役員任期)

- 第 8 条 役員任期は、就任後第 2 回目の通常総会終了の時までとし、再任を妨げない。
- 2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらずそれぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(相談役及び顧問)

- 第 9 条 本部会に相談役 1 名及び顧問若干名を置くことができる。
- 2 相談役及び顧問は、理事会の推薦により部会長がこれを委嘱する。
  - 3 相談役及び顧問は、本部会の業務運営上の重要な事項について、部会長の諮問に応ずる。
  - 4 相談役及び顧問の任期は、役員任期に準ずる。

(会 議)

- 第 10 条 本部会の会議は、総会・理事会及び役員会とし、部会長がこれを招集する。
- 2 総会を分けて、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年 4 月に開催す

るほか、臨時総会は部会長が必要と認めたときに開催する。

総会では、本部会運営上の重要事項を審議する。

- 3 理事会は、部会長が必要と認めたときに開催し、本部会の運営について審議する。
- 4 役員会は、正副部会長及び監事で構成し、年2回以上開催する。
- 5 会議については、総会は全会員、理事会は全理事、役員会は構成員のそれぞれ2分の1以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- 6 会議の議長は、部会長をもってこれに当て、会議の議決は出席者の過半数をもって可決する。

#### (会 計)

- 第11条 本部会の経費は、別に定める部会費及び本会の事業費予算によることとするが、役員協議により必要と認めたときは、臨時会費を徴収することができる。
- 2 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

#### (規約の変更)

- 第12条 この規約は、総会の決議を経て、本会理事会の承認を得て変更することができる。

#### (雑 則)

- 第13条 この規約に定めのない事項で、本部会の運営に関して必要な事項については、理事会の決議を経て部会長がこれを決定する。
- ただし、緊急を要する場合には正副部会長が決定し、事後に理事会の了承を求める。

#### 附 則

この規程は平成6年6月1日から施行する。

#### 附 則

この規約の改正規定は平成14年5月10日から施行する。(平成14年5月10日理事会議決)

#### 附 則

この規約の改正規定は平成15年5月8日から施行する。(平成15年5月8日理事会議決)